

茨ビ協発第2822号
令和元年11月11日

会員各位

一般社団法人茨城県ビルメンテナンス協会
会長 大山 進

長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた
取組に関する要請について（厚生労働省）

このことについて、公益社団法人全国ビルメンテナンス協会会長から、別紙のとおり
通知（以下「通知」という。）がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、通知の趣旨をご理解のうえ、働き方の見直しに向けてのご尽力をお願い
します。

付記

通知の以下の添付文書につきましては、当協会のホームページの「最新のお知らせ」欄
に掲載していますので、ダウンロードしてください。

- 1 要請書（厚生労働大臣）
- 2 各種依頼通知文書（厚生労働省）
- 3 各種キャンペーン等チラシ（厚生労働省）

（一社）茨城県ビルメンテナンス協会

事務局：砂押、田山

TEL：029-305-5111

FAX：029-305-5112

2019 年 11 月 7 日

会員各位

(公社) 全国ビルメンテナンス協会
会長 一戸隆男

長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた
取組に関する要請について (厚生労働省)

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より当協会の事業運営にご理解・ご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

さて、このほど厚生労働大臣名にて標題のとおり要請がありました。具体的には、①過重労働防止への取り組み、②時間単位の年次有給休暇制度の導入への取り組み、③下請け企業へのしわ寄せ防止への取り組み、の3点を事業者等に要請しています。

昨今の「働き方改革」に示されるように、事業者には「労働者にとって働きやすい職場環境の実現 (長時間労働の防止、年次有給休暇の取得促進等)」や関係法令の遵守、また自社の働き方改革等に伴う下請等事業者への「しわ寄せ (適正なコスト負担を伴わない短期発注等)」防止の徹底が求められているところです。

これらの実現のために、厚生労働省では各種キャンペーンを実施するとともに、相談窓口を設置するなど事業者に対するサポートを行うこととしています。

つきましては、厚生労働省の依頼文ならびに周知用に同封されていたチラシをお送りさせていただきますので、会員各位におかれましても趣旨ご理解のうえ、働き方の見直しに向けた取り組みにいつそうのご協力をお願いいたします。

敬具

【添付文書】

1. 要請省 (厚生労働大臣)
2. 各種依頼通知文書 (厚生労働省)
3. 各種キャンペーン等チラシ (厚生労働省)

..... 【本件に関する問い合わせ先】

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 事業開発部 芳賀
〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5 階
TEL 03-3805-7560 FAX 03-3805-7561 khaga@j-bma.or.jp